開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月５日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第９号

開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

開成町立幼稚園保育料等徴収条例（昭和44年開成町条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保育料等の額） 第２条　保育料等の額は、別表のとおりとする。	（保育料等の額） 第２条　保育料等の額は、次　のとおりとする。 （１）　保育料　次に掲げる額のうちいずれか少ない額 ア　月額　5,500円 イ　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第３項第２号の規定により政令で定める額 （２）　入園料　3,000円 （３）　預かり保育料　日額　500円

附則の次に次の別表を加える。

別表（第２条関係）

保育料	0円	
入園料	3,000円	
預かり保育料	（園児１人につき１回あたり）	
	利用時間	利用料金
	３時間以下の利用時間	500円
	３時間を超える利用時間	1,000円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の開成町立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、この条例の施行日以後の利用に係る保育料等について適用し、施行日前の利用に係る保育料等については、なお従前の例による。